

桂川右岸流域下水道洛西浄化センター
下水汚泥固形燃料化事業

実 施 方 針

平成 25 年 3 月

京 都 府

目 次

1. 事業内容に関する事項	1
1.1 事業目的	1
1.2 事業概要	1
1.3 事業内容	1
1.4 固形燃料化物	2
1.5 要求水準書(案)	3
2. 事業者の決定等に関する事項	4
2.1 事業者の決定方針	4
2.2 事業者決定までのスケジュール(予定)	4
2.3 入札参加者の資格等	5
2.4 技術提案の審査等	5
2.5 技術提案に関する条件	5
3. 事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施に関する事項	5
3.1 予想されるリスクの官民間での責任分担	5
3.2 事業者の責任の履行に関する事項	6
3.3 府による実施状況のモニタリング等	6
4. 事業契約の内容について疑義が生じた場合における措置	7
5. 事業の継続が困難となった場合における措置	7
5.1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	7
5.2 府の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	7
5.3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置	7
5.4 その他	8
6. 事業期間終了時の措置	8
7. その他事業の実施に関して必要な事項	8
7.1 入札等に伴う費用負担	8
7.2 問合せ先	8
別紙1 リスク分担表(案)	

1. 事業内容に関する事項

1.1 事業目的

本事業は、バイオマスである下水汚泥から固形燃料化物を製造し、石炭代替燃料として石炭ボイラ等を所有する民間企業等に有価で供給するものであり、下水汚泥処分先の長期安定確保を目指すとともに、バイオマスエネルギーとしての下水汚泥の有効利用及び地球温暖化防止に資することを目的とする。

1.2 事業概要

本事業は、桂川右岸流域下水道洛西浄化センターで発生する脱水汚泥を対象に、固形燃料化物を製造する施設（以下「本施設」という。）を設計及び建設し、完成後に本施設の維持管理及び運営（本施設で製造される固形燃料化物の買取り、利用先の確保及び供給を含む。以下「維持管理運営」という。）を実施するものである。

また、本事業は本施設の設計及び建設並びに維持管理運営を事業者委ねる DBO 方式（公共が資金を調達し、施設の Design（設計）、Build（建設）及び Operate（維持管理運営）を一括して民間に委託する方式）で行う。

なお、事業者は、維持管理運営の開始までに維持管理運営業務の実施のみを目的とする特別目的会社を設立し、その業務を行うものとする。

1.3 事業内容

1.3.1 事業名称

桂川右岸流域下水道洛西浄化センター下水汚泥固形燃料化事業

1.3.2 対象となる施設

桂川右岸流域下水道洛西浄化センター下水汚泥固形燃料化施設

1.3.3 公共施設の管理者

京都府流域下水道事務所 所長 山崎 隆

1.3.4 事業の範囲等

(1) 事業者が行う事業の範囲

ア 本施設の設計及び建設

事業者は、本施設の設計を行い、設計図書に基づいて本施設の建設を行う。

イ 本施設の維持管理運営

事業者は、本施設の維持管理運営を行い、一定以上の品質を保持した固形燃料化物を製造し、製造した固形燃料化物を全量買い取るとともに、製造した固形燃料化物の利用先を確保し、利用先に石炭代替燃料として有価で供給する。

(2) 事業場所

京都府長岡京市勝竜寺樋ノ口 洛西浄化センター

詳細は、要求水準書(案)の「図 1.1 桂川右岸流域下水道処理区域図及び洛西浄化センター位置図」及び「図 1.2 洛西浄化センター一般平面図及び事業場所位置図」を参照のこと。

(3) 脱水汚泥量等

ア 脱水汚泥量

本事業で京都府が供給する脱水汚泥量(計画)は、13,200wet-t/年とする。

イ 固形燃料化物の引渡し場所

製造した固形燃料化物は、洛西浄化センター内において事業者を引き渡すこととする。

(4) 本施設の処理能力

処理能力は50t/日とする。ただし、要求水準書(案)に示す供給汚泥量の変動を考慮した上で安定的に処理できる能力とする。なお、系列数は問わない。

(5) 事業期間

ア 設計及び建設

本契約成立の翌日から平成29年3月31日まで

イ 維持管理運営

平成29年4月1日から平成49年3月31日まで(20年間)

1.3.5 運転開始までのスケジュール(予定)

平成25年12月：本契約の成立、本施設の設計及び建設(着手)

平成29年4月：本施設の運転開始(維持管理運営の開始)

1.3.6 事業費

京都府(以下「府」という。)は、本施設の設計及び建設並びに維持管理運営に係る費用を負担する。また、本事業にかかる予算は、8,000百万円(税込み)を限度額とする。

1.4 固形燃料化物

1.4.1 固形燃料化物の定義

本事業における固形燃料化物とは、次のア又はイを満たし、かつ、ウを満たすものをいう。

ア 脱水汚泥を乾燥した物質

イ 脱水汚泥を酸素の少ない条件下で加熱し、水分を除去するとともに有機分を分解することで得られる木炭に類似した性質を持つ物質

ウ 燃料利用を目的とするため、発熱量は9MJ/kg-wet(低位発熱量)以上であり、要求水準書(案)の規格を満たすもの。

1.4.2 汚泥固形燃料化技術の条件

固形燃料化物を製造する技術方式は、次のいずれかに該当するものに限る。

ア 入札公告日において日本国内の下水道事業での稼働実績を有するもの

イ 次のいずれかの評価、証明を入札公告日において得ており、又は技術提案書の提出期限までに得られるもの

(ア) 地方共同法人日本下水道事業団による技術評価

(イ) 財団法人下水道新技術推進機構による建設技術審査証明、新技術性能評価証明

1.4.3 固形燃料化物の購入確約及び地方自治体への事前説明

本事業の入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、再技術提案書の提出時までに、固形燃料化物を利用する企業から、事業期間中、本施設で製造された固形燃料化物を有価で購入する確約を得ること。

また、入札参加者は、再技術提案書及び再見積書等の提出時までに、固形燃料化物を利用する予定の施設が所在する地方自治体に対し、当該固形燃料化物（有価物）を持ち込むことに関する事前説明を行った証を提出すること。なお、事前説明は、入札参加者又は固形燃料化物を利用する民間企業等が行うものとする。

1.5 要求水準書(案)

要求水準書(案)は、京都府文化環境部水環境対策課のホームページで公表する。

1.5.1 遵守すべき関係法令等

本事業を実施するに当たり事業者が遵守すべき関係法令等は、以下のとおりである。

- ア 下水道法
- イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ウ ダイオキシン類対策特別措置法
- エ 環境基本法
- オ 大気汚染防止法
- カ 騒音規制法
- キ 振動規制法
- ク 悪臭防止法
- ケ 水質汚濁防止法
- コ 土壌汚染対策法
- サ 消防法
- シ 建築基準法
- ス 労働基準法
- セ 労働安全衛生法
- ソ 職業安定法
- タ 労働者災害補償保険法
- チ 電気事業法
- ツ 都市計画法
- テ 建設業法

- ト エネルギーの使用の合理化に関する法律
- ナ 計量法
- ニ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ヌ 建築物の耐震改修の促進に関する法律
- ネ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ノ 京都府環境を守り育てる条例
- ハ 大山崎町生活環境保全に関する基本条例
- ヒ 長岡京市生活環境の向上等に関する基本条例
- フ 京都市環境基本条例
- ヘ 京都市悪臭防止対策指導要綱
- ホ 京都市環境保全基準
- マ 京都市環境影響評価等に関する条例
- ミ 京都府福祉のまちづくり条例
- ム 乙訓消防組合火災予防条例
- メ その他関係する法令、規則、条例、要綱、通達等

2. 事業者の決定等に関する事項

2.1 事業者の決定方針

本事業の入札は、一般競争入札（総合評価方式）による。なお、その詳細は、後日公表する入札公告等による。

2.2 事業者決定までのスケジュール（予定）

平成 25 年 4 月 19 日	実施方針・要求水準書(案)に関する質問・意見の締切り
平成 25 年 4 月 30 日	実施方針・要求水準書(案)に関する質問・意見に対する回答の公表
平成 25 年 5 月中旬	入札公告 落札者決定基準及び事業契約書(案)等の公表
平成 25 年 7 月上旬	入札参加資格確認資料及び技術提案書の提出
平成 25 年 8 月中旬	再技術提案書の提出（必要に応じ）
平成 25 年 10 月上旬	入札
平成 25 年 10 月中旬	仮契約の締結
平成 25 年 12 月下旬	府議会への上程 本契約の成立

2.3 入札参加者の資格等

入札参加者に必要な資格等は、後日公表する入札公告等による。

2.4 技術提案の審査等

2.4.1 提案の審査及び評価

技術提案の審査及び評価は、京都府総合評価競争入札委員会による学識経験者への意見聴取を経て行う予定である。

2.4.2 評価内容

評価内容は、後日公表する落札者決定基準による。

2.4.3 評価結果の公表

評価結果は、入札参加者に文書で通知する。

2.4.4 入札参加資格確認申請書等及び技術提案書に関する事項

提出書類は返却しない。提出書類は、入札参加資格の確認及び技術提案の審査及び評価として使用する以外は、無断で他の資料として使用しない。

2.4.5 事業契約の締結

府は、落札者決定基準に基づき算定した評価値（評価点を入札金額で除した値）が、最も高い入札参加者と事業契約を締結する。

なお、落札者の決定後、仮契約又は本契約の締結までに事業者又はそのグループの構成員のいずれかの者が入札公告等に定める資格に該当しないこととなった場合は、他の入札参加者と協議を行う。その場合、評価値の順位が高い者から協議を行い、事業契約を締結する。

2.5 技術提案に関する条件

技術提案は、要求水準書(案)を満たすものとする。

3. 事業者の責任の明確化等事業の適切かつ確実な実施に関する事項

3.1 予想されるリスクの官民間での責任分担

3.1.1 責任分担の考え方

本事業では、予想されるリスクに対して最も適切に対応できる主体がそのリスクを分担することにより、より低廉で質の高い事業運営を目指すものとする。事業者が担う業務については、事業者が責任をもって実施し、発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。府が責任を負うべき合理的理由がある事項については、府が責任を負うものとする。

3.1.2 予想されるリスクの責任分担

府と事業者との責任分担は、原則として「別紙 1 リスク分担表(案)」によることとし、事業者からの意見を踏まえ、必要な事項については別途提示する。

3.2 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、後日公表する事業契約書(案)に基づき作成された事業契約書に従い、誠意を持って責任を履行する。

3.3 府による実施状況のモニタリング等

3.3.1 モニタリングの実施等

府は、事業者が事業を確実に実施し、その内容が要求水準書(案)に規定した要求水準及び技術提案された内容に適合しているか否かを確認するため、事業の実施状況についてモニタリングを実施する。

事業者は、府が要求する項目について報告を行い、要求水準及び技術提案された内容に適合しているか否かについて府の確認を受けなければならない。要求水準及び技術提案の内容に適合していない場合等、府は、必要に応じて事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

3.3.2 モニタリングの時期等

ア 設計時

府は事業者によって行われた設計の内容について確認を行い、要求水準及び技術提案の内容に適合しない場合には、事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

イ 建設時

事業者は、定期的に府から施工状況等の確認を受ける。府が要請したときは、事業者は、施工状況等の事前説明及び事後報告を行わなければならない。府はいつでも工事現場での施工状況等の確認を行うことができる。府は、その内容について、要求水準及び技術提案の内容に適合しているか否かについて確認を行い、適合していない場合には、府は事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

ウ 工事完了・施設引渡時

事業者は、工事記録を用意し、府の完了検査を受ける。府は、施設が要求水準及び技術提案の内容に適合しているか否かについて確認を行い、適合していない場合には、府は事業者に補修又は改造を求めることができ、事業者は自らの負担により、これに応じなければならない。

エ 施設供用開始後（維持管理運営時）

事業者は、定期的に府から維持管理運営業務の実施状況等の確認を受ける。府はその内容について、要求水準及び技術提案の内容に適合しているか否かについて確認を行い、適合していない場合には、府は事業者に改善を求めることができ、事業者は自らの負担により、こ

れに応じなければならない。

3.3.3 性能未達の場合等の損害賠償等

性能未達の場合等の損害賠償等は、後日公表する事業契約書(案)による。

4. 事業契約の内容について疑義が生じた場合における措置

府と事業者との間で締結する事業契約の内容について疑義が生じた場合、府と事業者は、誠意をもって協議するもとし、協議が整わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従う。

また、事業契約に関する紛争については、京都地方裁判所を合意による第一審の専属管轄裁判所とする。

5. 事業の継続が困難となった場合における措置

本事業においては、予定された期日までに施設が建設され、継続して維持管理運営が行われることが必要であるため、事業の継続が困難となった場合、以下の措置を講じるものとする。

5.1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業者が行う業務内容が府の定める要求水準に適合しない場合、事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行となる場合又はその懸念が生じた場合、府は事業者に修復勧告を行い、一定期間内に修復策を提出し、実施することを求めることができる。事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、府は事業契約を解除することができる。

イ 事業者が倒産又は財務状況が著しく悪化するなどし、事業契約書に基づく事業の継続履行が困難と考えられる場合、府は事業契約を解除することができる。

ウ 前2項の規定により、府が事業契約を解除した場合、事業者は府に生じた損害を賠償しなければならない。

5.2 府の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

ア 府の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により、事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができる。

イ 前項の規定により、事業者が事業契約を解除した場合、府は、事業者が生じた損害を賠償する。

5.3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合の措置

不可抗力等当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、府及び事業者は、事業継続の可否について協議する。一定期間内に協議が終わらないときは、それ

ぞれの相手方にその旨、書面により通知することにより、府及び事業者は、事業契約を解除することができる。

5.4 その他

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、後日公表する事業契約書(案)に定める。

6. 事業期間終了時の措置

事業期間終了時、事業者は管理する物品等を撤去し、本施設を明け渡すものとする。ただし、府及び事業者が同意した場合は、物品等の一部又は全部を存置することができる。

7. その他事業の実施に関して必要な事項

7.1 入札等に伴う費用負担

入札に参加するために必要となる費用等の一切は、すべて応募者の負担とする。

7.2 問合せ先

本実施方針に関する問合せ先は、以下のとおりとする。

担当部局	京都府文化環境部水環境対策課	建設担当
郵便番号	602-8570	
住 所	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	
T E L	075-414-5212	
F A X	075-414-5470	
電子メール	mizukantai@pref.kyoto.lg.jp	

別紙1 リスク分担表(案)

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	京都府	事業者
共通	制度変更 リスク	法令変更リスク	1	本事業にかかる根拠法令の変更	○	
			2	本事業のみならず広く一般に適用される法令 変更		○
		税制変更リスク	3	消費税の変更	○	
			4	本事業に関する新税の成立、税制変更(法 人の利益にかかる税、消費税を除く)	○	
			5	法人の利益にかかる税の変更		○
		許認可リスク	6	事業者が取得すべき許認可		○
	社会 リスク	住民対策	7	施設設置そのものに関する住民対策	○	
			8	事業者が実施する業務に関する住民対策		○
		環境保全	9	事業者が実施する業務に関する環境問題 (周辺への環境悪化、振動・騒音・臭気等)		○
		第三者賠償	10	府の帰責事由により第三者に与えた損害	○	
			11	事業者の帰責事由により第三者に与えた損 害		○
		第三者からの 損害	12	府の帰責事由により第三者から与えられた 損害	○	
			13	事業者の帰責事由により第三者から与えら れた損害		○
	自然災害リスク	14	自然災害により被災した場合	○		
	経済 リスク	物価変動リスク	15	一定以下の物価変動		○
		金利変動リスク	16	金利変動		○
段 設 階 計	設計 リスク	設計リスク	17	府が提示した与条件の不備	○	
			18	事業者が実施した設計の不備		○
施 工 段 階	建設 リスク	工事完了の遅 延	19	府の指示等により契約期日までに施設が完 工しない場合	○	
			20	事業者の帰責事由により契約期日までに完 工しない場合		○
		工事費増減	21	府の指示による工事費の増加	○	
			22	事業者の帰責事由による工事費の増加		○
		仕様未達	23	検査等において仕様未達が発見された場合		○

段階	リスクの種類		No.	リスクの内容	京都府	事業者
維持管理運営段階	維持管理運営リスク	性能未達リスク	24	事業者の運転管理が性能を満たさない場合		○
		施設損傷リスク	25	府の帰責事由により施設が損傷した場合	○	
			26	事業者の帰責事由により施設が損傷した場合		○
		施設改修リスク	27	府の帰責事由により施設改修が必要となった場合	○	
			28	事業者の帰責事由により施設改修が必要となった場合		○
		費用増加リスク	29	府の指示や業務内容の変更、府が提供する脱水汚泥の量や質が当初設定した範囲を逸脱したことに対応するために要した、事業者の費用	○	
				30	事業者に起因する費用増加	
	仕様未達	31	維持管理運営業務の実施に際し、事業者が仕様を満たさない場合		○	
有効利用リスク	固形燃料化物の利用	32	固形燃料化物の利用先の確保及び利用先への供給責任		○	
終了	終了手続き		33	事業終了時の手続きに要する費用		○